

平成 25 年度 (第 81 回)
関西アマチュアゴルフ選手権 兵庫 B 地区予選競技

期 日 平成 25 年 4 月 23 日 予備日 4 月 26 日
場 所 有馬ロイヤルゴルフクラブ・ロイヤルコース

一般社団法人 関西ゴルフ連盟

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格
『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する。(ゴルフ規則 175 頁参照)
4. 使用クラブの規格
『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1a』を適用する。(ゴルフ規則 174 頁参照)
5. ゴルフシューズ
正規のラウンド中、競技者が金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鉛を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。
6. 競技終了時点
本予選競技は、競技委員会の作成した成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。
7. ホールとホールの間での練習禁止
『ゴルフ規則付 I (c)5b』を適用する。(ゴルフ規則 179 頁参照)
8. プレーの中止と再開
 - (1) プレーの中止 (落雷などの危険を伴わない気象状況) については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
 - (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であった時は、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。
この条件の違反の罰は競技失格 (ゴルフ規則 6-8 b 注)
 - (3) プレーの中止と再開の合図について
通常のプレー中断：短いサイレンの繰り返しとカートに付設の無線を通じて通報する。
険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンとカートに付設の無線を通じて通報する。
プレーの再開：1 回の長いサイレンとカートに付設の無線を通じて通報する。
9. 移 動
委員会が別途認めた場合を除き、競技者は正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。ただし、キャディーが乗用カートに乗ることは認められる。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)8 移動』を適用する。(ゴルフ規則 181 頁参照)
10. キャディー
正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)2』を適用する。(ゴルフ規則 177 頁参照)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
ただし、現にプレーするホールの白杭を結ぶ線を越えて他の区域に止まった球はアウトオブバウンズの球とみなす。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーター・ハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 第12番ホールで球がウォーターハザード内にあるか、見つからない球がウォーターハザード内にあることが分かっているか、ほぼ確実な場合、プレーヤーは次の処置のいずれかをとることができる。
 - i) 規則26-1に基づく処置
 - ii) 1打の罰のもとに球を指定ドロップ区域にドロップ（区域は白線で標示）
5. 第14番ホールで球がラテラル・ウォーターハザード内にあるか、見つからない球がラテラル・ウォーターハザード内にあることが分かっているか、ほぼ確実な場合、プレーヤーは次の処置のいずれかをとることができる。
 - i) 規則26-1に基づく処置
 - ii) 1打の罰のもとに球を指定ドロップ区域にドロップ（区域は白線で標示）
6. 第2番ホールで球がグリーン右の修理地内にある場合、プレーヤーは次の処置のいずれかをとることができる。
 - i) 規則25-1に基づく処置
 - ii) 球を指定ドロップ区域にドロップ（区域は白線で標示）
7. 第16番ホールの石垣はコースと不可分の部分とする。
8. 排水溝は動かせない障害物とする。
9. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
10. スルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域（規則25-2参照）にある距離測定のための赤色のペイントは修理地とみなす。しかしながら、そのペイントが競技者のスタンスの障害となっていても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がそのペイント上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。このローカルルールの違反の罰は2打。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のある時は、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 競技の条件5項で規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 練習は指定練習場で行い、打球練習場では備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1箱を限度とする。
4. スタート時間5分前には、必ずティーインググラウンド周辺に待機すること。
5. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意すること。プレーの不当な遅延は、ゴルフ規則6-7により罰せられる。
6. ラウンド中、競技者は部外者を近づけないよう十分、留意すること。これを怠ると、ゴルフ規則8により罰せられることがある。なお、部外者のコース内立入りは禁止する。

競技委員長 松崎 勝司